

熊本家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

第1 開催日時等

1 日時

令和4年5月27日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

紫藤千子、鈴木俊洋、田口浩継、丁畑博胤、永田広道、林田博文、宮内大介、
渡辺哲也、熊澤孝一、下馬場直志、岡田 健

（事務局等）

事務局長、事務局次長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、次席書記官、
主任書記官、会計課長、総務課長、総務課専門職

4 意見交換テーマ

成年後見制度について

第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長、○：委員、◇：事務局等】

1 開会

2 新任委員のあいさつ

3 委員長選任

4 議事

成年後見制度について

5 意見交換

【成年後見制度について】

○ 中核機関は、自治体の組織内の一部署なのか、運営が別組織なのか。

◇ 中核機関の在り方は自治体によって様々で、多いのは社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会が中核機関となる場合であるが、市町村が行っているところもある。熊本市については、社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会が中核機関としてスタートしたと聞いている。

いずれにしても、中核機関の設置については市町村と綿密に打合せをしながらやっていただくことになるものと考えている。

◎ 福祉行政と司法との相互理解を深め、連携をスムーズに行うために、どのような工夫が考えられるか。

裁判所が地域の福祉行政について理解を深めるためにどのような方策が考えられるか。

自治体や支援者に、後見人や裁判所の役割等についての理解を深めてもらうためにどのような方策が考えられるか。

○ 福祉の専門職として裁判所と話す機会が増えたと感じている。そのような場を会議として作っていただいております、以前と比較すると共通理解をするための会議等コミュニケーションの在り方が非常にできてきたと感じている。

具体的には、申立時に福祉の現場で「本人情報シート」等を作成し、後見等開始申立書に添付することでコミュニケーションを取ることができている。また、後見人の交代の際（病気等）にも相談できる状況にある。

それらを進めていくことにより、地域福祉の中にある職能団体である社会福祉協議会と家庭裁判所や司法の専門職（弁護士・司法書士等）の方との連携については具体的になってきたと感じている。

ただ、住民と司法（家庭裁判所、後見制度自体）については、距離を感じている方が多いと思われる。敷居が高いというか、気軽に相談に行くというところまでは至っていないのではないかと感じている。

◎ その距離を縮めるための負担を裁判所が全て負うのか、地域連携ネットワークとして間に入っていくのか等が課題であるように感じる。

○ 成年後見関係事件の概況を見ると、後見開始、保佐開始、補助開始の順に申立件数が少なくなっているが、補助開始、保佐開始、後見開始の順になっていないのはなぜか。

◇ それぞれの「対象となるべき人数」については、多い順から補助、保佐、後見となるものと思われるところ、後見が必要な人というのは、法律行為ができないことから制度利用の必要性が高いと考えられる一方、補助が必要な人はある程度の法律行為ができることから、申立の必要性は必ずしも高くないというのが実情かと考える。

○ 申立件数について、多い順から補助、保佐、後見となることが利用促進の効果として考えられるので、そこを目指すべきではないかと思う。

○ 本来であれば、本人の判断能力のある間に後見等制度利用に結び付けるのが理想である。しかしながら、現状は、「不動産を処分しなければならない」、「定期預貯金を解約しなければならない」などといったニーズに迫られて、例えば認知症の親御さんについての申立てをお子さんが持つてくるといった逆の流れになっているところが本制度の問題点である。

第二期の成年後見制度利用促進基本計画の検討時の議論として「類型の一元化」があり、補助を基本にそこから本人毎に代理権を積み上げていくといった設計にすべきではないかという議論もあることを紹介する。

裁判所と行政のコミュニケーションについて、共通言語、共通理解がない

中、司法と行政が一緒になって国家的な施策に取り組むことは過去になかったと思うし、非常に難しいと考える。

高齢化社会においては、高齢者の消費者被害や経済の停滞といった様々な問題が背景にあるように感じているが、そのような高齢化社会における本人の権利擁護支援の一つのツールとして「後見制度」があるということを自治体職員も裁判所職員もしっかり理解した上で、意見交換をする必要があると考える。そして、意見交換するために、相互の領域に踏み込みながら互いの内容を理解していく必要があると思う。

また、自治体については、考え方も均一ではなく、様々な考え方があるので、各自治体との連携については工夫しながら進めることが肝要である。

- 補助・保佐段階での法律行為は、家族により適切に行われているとすると、家族にとっては後見制度を使うことの利便性が分からないのではないかと。

また、申立をしようにも、裁判所に提出する資料も大部であるなど、手続きが非常に面倒だと感じているのではないかと思う。補助段階から制度利用にのせていく方策が必要かと考えるが、利便性が理解しづらいし、誰に相談すればいいのか等が一般の人に情報として届いていないのではないかと感じる。

後見人による不正を防止するためのチェック体制についても、事件の件数が多いことから家庭裁判所は大変だと思うが、どのようなことをやっているのか見えづらい。

- 委託関係の在り方を見直す必要があるのではないかと。委託する側とされる側の関係性がもう少し整理され、委託された側がもう少し踏み込めるような関係性となると良いのではないかと。ただし、そこには信頼関係や客観性、信憑性が当然必要となる。

連携するためには、横断的な働きをする人が必要になってくると思う。

そのような点を解決するために地域連携ネットワークを作り、そこに中核機関において、裁判所も連携しながら、チームであるところの後見人と被後見人と周りの家族を支えていくことが重要であるということが現在の利用促進計画であり、そのためには、その理念が具体化できるように持っていかなければならないと考える。

- 県は、認知症の対策に力を入れており、認知症の方をどうするかという検討会を大学病院や支援センターの人が集まり、3か月に一回程度検討会を開いている。弁護士や市役所職員にも参加していただくことがあるが、裁判所からも参加するというのはどうか。

後見制度の利用は増加傾向にあるが、医者立場としても、このまま増えて大丈夫なのかという不安がある。

- ◎ 裁判所が後見開始を判断するに当たって最も重要な直接的な資料として医師の診断書や鑑定報告書があり、精神科の医師をされている貴委員が一番判断に直結するところに関わっていることになるが、その立場から見て、裁判所は外部の機関ときちんとコミュニケーションが取れているかという点についてどのように見えているか。

- 私自身がそこに関わることは少ないが、コミュニケーションのしづらさはあるのではないかと思う。

ユーザーにとって、後見制度は遠いようだ。

私たちも診断しながら、後見制度を利用した方が良かった場合は、本人や家族に助言することもあるし、直接裁判所へ行くのではなく、まずは役所に相談するように勧めることもある。私たち自身も気軽に裁判所という感

じではないのかもしれない。

- 県内の全市町村に担当記者がいるが、記者の意識が低いのか、裁判所側のアピールが足りないのか、記事として発信できていない。

各自治体がどのような取組を行っていて、地域連携ネットワークがどのようなものかということを読者に伝えていかなければならないと感じた。

後見人の不正行為の件についても、防げたのか防げなかったのかを裁判所から情報開示いただき、検証しないといけないと考えており、その検証結果を後見人の不正防止のため、地域連携ネットワークの中で、情報共有することも必要になっていくと感じている。

- ◎ 後見制度の利用促進は地道に現場で積み重ねていく作業であり、報道等マスコミに取り上げられにくい分野で目が行き届きにくいように思うが、それに目が行くようにするためにはどうしたらよいか。

- 記者の意識が大きいとは思いますが、シンポジウム等のイベントを企画したり、オープンな会議（関係機関が集まる）の場を設けたりすれば取材しやすいと思う。

- 一般市民にとってこの制度にどのようなメリットがあるのか、どれぐらい手間がかかるのかということについてどの程度周知されているのだろうか。

どうしようもなくなり、後見制度を使うしかないという状況になって利用している印象がある。

裁判所からのアクションでも福祉行政からのアクションでも良いので、全体的に周知をして、市民の認識が、より広がっていけば、差し当たり補助から利用してみる等柔軟な利用につながるのではないかと。

制度の使いやすさ等で言うと、不正が起こりやすいかどうかの面では、他人に財産を預ける以上リスクとして存在するのはやむを得ないのではないかと思うし、それを防止するためにどこまで何ができるかについて考えると、完全にゼロにすることは難しいと思う。

行政の方からおかしい点がある等の情報提供や、裁判所からの違和感・気づきを相互協力という形で共有することにより防止につながると思う。

後見人からは定期の報告があると思うが、それ以外にも、何かあった時に関係機関等から聞くことができる事実上のチャンネルが増えていけば、不正防止や使いやすさにつながるのではないかと思う。

○ 非常に重要な制度であり、今後もさらに重要性が増す制度だと思っている。

私自身の経験であるが、親が軽度の認知症となり、施設に入所後重度の認知症となったが、もしこの制度を使っていたら、もっと楽にいろんなことができたのではないかと思った。

成年後見関係事件の申立てについて、それぞれの段階で誰が申請したのかという点に興味がある。任意後見についてはご本人が、補助、保佐、後見については親族が申請するケースが多く、行政機関、地域連携ネットワークが気づき、支援者の方が申請するケースもあるのではないかなと思った。

もう少し早く、ご本人がしっかり判断できる段階で申請し、運用していたら、もっと安全、安心に暮らせる可能性があったのではないかと思った。

この制度を周知（理解）する方法としては、シンポジウム等も考えられると思うが、それは意識がある方だけが参加するものであるので、できる限り広く知らせるためには学校教育が一番かなと思う。文科省の学習指導要領の中に後見制度の内容を取り入れるのが良いと考える。

ご本人も知るべきだと思うし、高校生等若い人が知ると、おじいちゃんおばあちゃんの幸せのためにこの制度について両親と話すきっかけにもなるの

ではないかと思う。

- 制度の周知や広報といった分野は、裁判所（司法）は不得意な分野である。司法は基本的には当事者から申立てがあり、それに対してどうするかというある意味受け身的なところで仕事をしていることが多いので、後見制度に関し、利便性についてアピールする等、不得意なところを克服しながらやっていかなければいけないと思った。

そのためには、福祉行政と連携しないといけないということを益々感じた。特に制度利用のメリットを利用者に分かってもらわないといけないということを皆さん発言されているところであるが、これは基本計画の中でも再三に渡って指摘されているところであり、それについて、地域連携ネットワークで中核機関を中心に広報していくことになっている。熊本県の全ての市町村に中核機関が設置されるよう後押しをどのようにできるか、中核機関とどのように連携していくかについて、皆さん発言されているとおり、会議を開催したり、自治体の会議に出席するなどして連携していかなければいけないと感じた。

本人（利用者）から見てハードル（敷居）が高いというご意見については、利用者団体との協議等を行っていくことが必要かと思う。

- つい最近運転免許証の更新を行ったが、後期高齢者向けの運転のテストや授業が行われている。もう実施されているかもしれないが、そのような場や機会を捉え、そういった場所にもっとわかりやすいパンフレットを備え置くなどアピールをするのが良いのではないかと思う。
- 成年後見関係事件の概況を見ると、後見開始、保佐開始、補助開始の順に申立件数が少なくなっていることについて、福祉の現場で働いている者とし

て考えを述べると、平成12年に後見制度が始まった当初（5年間）はこれが何かわからず反応等がなかった。その後平成17年頃から制度を利用した方が良いのではないかとということで件数が上がってきたが、多くは、困って制度を利用するという状況だったので、今よりもっと後見の割合が高かった。それが今、制度の利用促進法等が出てきて、私たち（福祉の現場）もスタンスが変わってきた。

軽度（保佐・補助）のところから利用しましょうという動きになってきているが、福祉の現場にそこが浸透していないので、浸透させることが必要だと考える。ケアマネージャーや障害福祉相談の計画を立てられる方に補助・保佐の利用の促しを行っているところである。

また、シンポジウム等を開催する際には報道等に取り上げてもらえるようアピールすることも大事であると思った。

◎ 本問題は生活に身近な問題であり、様々な角度から成年後見制度へのご意見をいただき、大変参考になった。

5 次回のテーマ

「熊本における最近の少年事件の実情」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

6 次回期日

令和4年10月28日（金）午後1時30分

7 閉会